

地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について(審議)

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第61号)が令和6年3月29日に公布、令和6年4月1日に施行されたことに伴い、関連する福津市地域包括支援センターの事業の人員及び運営の基準に関する条例についても所要の改正をする必要となり3月議会上程。

【改正内容】

地域包括支援センターの人材確保が全国的に困難となっている状況を踏まえ、包括的支援事業を実施する職員の配置基準を定める介護保険法施行規則の一部改正が行われた。

新	旧
一つのセンターが担当とする区域における第一号被保険者おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、次に掲げるものを専従・常勤の職員として、それぞれ1人配置する。 福津市介護保険運営協議会が必要と認める場合には、<u>常勤換算※方法</u>により配置基準を満たすことが認められる。 ①保健師その他これに準ずる者 ②社会福祉士その他これに準ずる者 ③主任介護支援専門員その他これに準ずる者	一つのセンターが担当とする区域における第一号被保険者おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、次に掲げるものを専従・常勤の職員として、それぞれ1人配置する。 ①保健師その他これに準ずる者 ②社会福祉士その他これに準ずる者 ③主任介護支援専門員その他これに準ずる者

(地域包括支援センター人員基準一部抜粋)

※常勤換算…事業所で働く人の平均的な勤務人数。非常勤職員など勤務時間が異なる形態も考慮して計算する。常勤職員の人数÷非常勤職員の勤務時間÷常勤職員が勤務すべき時間

【審議事項】

包括的支援事業を実施する福津市地域包括支援センターの職員配置基準について、原則は専従・常勤職員を配置するが、本審議会でも認められた場合は、常勤換算方法により配置基準を満たすことができる。このことについて、ご審議願う。

【福津市地域包括支援センター人員配置】

地域包括支援センター職員 22名

(内訳)

- ① 包括的支援事業 3職種(保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員)13名
- ② 第一号介護予防支援事業 2名(3職種のいずれか)
- ③ 地域リハビリテーション活動支援事業 1名(理学療法士)
- ④ 指定介護予防事業 4名(介護支援専門員)
- ⑤ センター長 1名
- ⑥ 事務員 1名

〈R7. 3. 1 人員状況〉

- ① 12名(1名育児休業による欠員)
- ② ～⑥ 配置済み

職員の育児休業の間(1年～2年程度)等の職員補充について人材確保が困難になっている。